2023年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答 案 構 成

特許・実用新案

0001312226720
ML22672

問題Ⅰ　答案構成

設問１⑴アについて
　結論：乙は、委任により特許管理人として手続できない
　理由：特許管理人は、日本国内に住所又は居所を有するものである必要あり（８条１項）
設問１⑴イについて
　時期：国内処理基準時まで（184 条の 11 第１項）
　手続：①　翻訳文の提出（184 条の４第３項）
　　②　国内書面の提出（184 条の５第１項）
　　③　手数料の納付（195 条２項）
　　④　出願審査の請求（48 条の３第１項、184 条の 17）　（いずれか３つ以上）
設問１⑵について
１．とり得る手続及び効果
・経済産業省令で定める期間内（当該通知の日から２月以内（特施規38条の６の２第２項））に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届出可（184条の11第４項）。
・同条４項によりされた届出は、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間（同条２項）が満了する時にされた届出とみなされる（同条７項）
２．手続をしなかった場合の効果
・当該期間内に特許管理人の選任の届出がなかったときは、甲の外国語特許出願は、取り下げたものとみなされる（184 条の 11 第５項）
・故意がない場合（同条６項）
設問１⑶について
・在外者に特許管理人がいない場合（192 条２項・３項）
　→　航空扱いとした書留郵便等にて在外者本人である甲に発送（同条２項）
　→　この場合、発送の時に送達があったものとみなされる（同条３項）
設問２
１．Ｂに適用される優先権：国内優先権　理由：PCT８条⑵(b)（自己指定）
２．判断基準時：イがＡ時、ロがＢ時（41 条２項）
３．29 条１項３号の拒絶理由の有無
・Ｂに係るイについて　→　結論：拒絶の理由なし
・Ｂに係るロについて　→　結論：拒絶の理由あり

無断複製・頒布を禁じます

問題Ⅱ　答案構成

設問１について

１．行為１について

⑴　侵害認定

⑵　試験研究には及ばない（69 条１項）

→　試験研究とは、①特許性調査、②機能調査、③改良・発展

⑶　結論：②に該当　→　非侵害

２．行為２について

⑴　侵害認定→上記①～③のいずれにも該当しない

⑵　しかし、承認に必要な試験

⑶　結論：非侵害（最判H11.4.16「膵臓疾患治療剤事件」）

３．行為３について

⑴　侵害認定

⑵　販売目的は、上記①～③のいずれにも該当しない

⑶　結論：侵害

設問２⑴について

・物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、その特許発明の技術的範囲は、当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されるものと解する（最判H27.6.5「プラバスタチンナトリウム事件」）。

→　甲は、ＣがＸにより製造されたＡと、構造、特性が同一であるとして、Ｃはイの技術的範囲に属すると主張

設問２⑵について

・甲は、持分権に基づいて保存行為として、単独請求できる

設問２⑶について

・特許権が共有に係るため、甲は、丙の同意を得なければ、他人に通常実施権を許諾できない（73 条３項）。よって、甲は、Ｐについて、丁に対し単独で通常実施権を許諾できない。

∵　実施権の許諾された者の資本及び技術いかんによっては他の共有者の権利も有名無実となるからである。

設問３について

１．民訴 338 条８号

２．104 条の４第２号

３．結論：戊は、甲に対して支払った損害賠償金を法律上取り戻すことはできない

無断複製・頒布を禁じます